

教職課程

教職課程とは、「教育職員免許法」により授与される免許状を取得するために、履修しなければならない課程です。教育職員免許状の取得を希望する学生は、卒業要件単位のほかに、「教育職員免許法」に基づき指定された単位を取得しなければなりません。

したがって、教職課程の履修については、履修規定及び本手引きを熟読し、並びに「開講科目表」（黄色のページ）を参照し、入学時より計画的に履修するように心がけてください。

なお、この課程を履修する学生は、『教師』の勤めの厳しさを自覚し、相当の負担を要することをあらかじめ十分理解しておくとともに、教育現場での実習に対する強い目的意識、教職への厳しい姿勢を持つことが必要です。

人文学科こども専攻 保育コースで取得できる免許状の種類 (2014年度学生)

幼稚園教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）【幼稚園免許状取得が条件】

免許状取得に必要な基礎資格および最低修得単位数について

免許状の種類	基礎資格	教育職員免許法上、修得を必要とする単位数							
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育科目	その他免許法に定める必要科目			
						日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有すること	35	6	10		2	2	2	2
特別支援学校教諭一種免許状 （知的障害者） （肢体不自由者） （病弱者）	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26				

注意：本学における免許状取得に必要な単位数は、別表1から別表5（P47～49）のとおりですので、間違いのないよう履修してください。

本学で教員免許状を取得するにあたっての注意事項および履修条件について

1. 特別支援学校教諭一種免許状取得希望者は、履修条件があります。（P. 45～P. 46 参照）
2. 「特別支援学校教諭免許状に関する科目」は、卒業に必要な単位数には加算されません。
3. 4年次の「教育実習Ⅱ」の履修にあたっては、特別な事情がある場合を除き、以下のそれぞれの項目を満たす必要があります。
 - (1) 3年次終了までに[共通教育必修科目]（18単位）をすべて履修済みであること。
 - (2) 3年次終了までに[共通教育選択科目]の必要単位（13単位）が揃っていること。
 - (3) 3年次終了までに、それぞれの[教職に関する科目]の必修科目をすべて履修済みであること。
 - (4) 3年次終了までに、それぞれの[教科に関する科目]について、計画的履修を行い、必修科目はすべて履修済みとし、できるだけ必要単位を揃えておくこと。

4. 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）を取得するためには、基礎免許状が必要です。

本学では、免許法の定めるところにより幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（公民）を基礎免許状として、人文学科の学生も「別表5 (P50)」の[特別支援教育に関する科目]必修35単位を取得することにより、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）を取得することができます。

ただし、基礎免許状が幼稚園教諭一種の場合、自治体によっては、特別支援学校教諭の採用試験を受験できないことがあります。

【履修条件】

▼特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）取得に関する履修条件
以下の条件を課し、定期的に指導を行う。

1. 成績に関する条件

特別支援教育に関する科目のGPAについて、以下①～③の成績基準（以下、特支免科目GPA）を満たしていない学生には面接指導を行う。

①2年次前期終了時点：特支免科目GPA 2.7

②2年次後期終了時点：特支免科目GPA 2.7

③3年次前期終了時点：特支免科目GPA 2.7

3年次前期終了時点で、特支免科目GPA、支援体験の実施状況、日頃の授業態度、熱意等を総合的に勘案した指導を行い、特別支援学校教諭免許状教職課程履修の継続の可否を判断する。

2. 支援体験に関する条件

（1）特別支援学校の学校行事等における支援体験

①1年次生、2年次生：年間1回以上の支援体験を推奨する。各支援体験の終了後には、履修カルテのポートフォリオへの記入による報告を求め、履修継続判断での総合評価の対象とする。

②3年次生：年間1回以上の支援体験を義務付ける。各支援体験の終了後には、履修カルテのポートフォリオへの記入による報告を求め、履修継続判断での総合評価の対象とする。

（2）継続的な支援活動・勉強会等への参加

1年次より、障がいのある子どもたちへの療育活動等の継続的な支援活動を行うよう推奨する。具体的には、月1回～週1回程度の支援活動・勉強会への参加を要請し、履修継続判断での総合評価の対象とする。

（3）履修カルテ及び実習生調書への支援活動及び学校行事支援の履歴等の記入

履修カルテのポートフォリオ及び4年次の特別支援学校教育実習に用いる実習生調書に、1年次からの上記の学校行事支援及び継続的な支援活動・勉強会等の履歴・内容を記入する。

なお、ボランティア証明書等が発行された場合は、実習生調書を実習先の学校に提出するにあたって貼付することがあるので、保管しておくこと。

別表1 [教職に関する科目]

○幼稚園教諭一種免許状

◎印は、卒業要件必修科目

免許法に定める科目区分 および修得を必要とする単位数			授業科目の名称	配当 年次	単位数	
					必修	選択
第2欄	教職の意義	2	◎教職の研究	2	2	
第3欄	基礎理論	6	◎教育原論 ◎教育心理学 乳幼児臨床心理学 ◎教育経営学 教育法規	2 3 1 3 3	2 2 2 2	2 2
第4欄	教育課程及び指導法	18	幼児教育課程論 教育課程研究 保育内容(総論) 保育内容(表現Ⅰ) 保育内容(表現Ⅱ) 保育内容(言葉) 保育内容(健康) 保育内容(人間関係) 保育内容(環境) 幼児教育方法	3 3 1 1 1 1 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2	2
	生徒指導及び教育相談、進路指導	2	幼児理解の研究 ◎教育相談	3 3	2 2	
第5欄	教育実習	5	幼稚園教育実習Ⅰ(事前・事後) 幼稚園教育実習Ⅱ(幼稚園)	3~4 3~4	1 4	
第6欄	教職実践演習	2	教職実践演習	4	2	
免許法に定める 要取得単位数		35	合計		37	

別表2 [教科に関する科目]

○幼稚園教諭一種免許状

◎印は、卒業要件必修科目

教科に関する科目	授業科目の名称	配当 年次	単位数	
			必修	選択
国 語	◎国語	1	2	
	日本語文章表現法Ⅰ	1		2
	日本語文章表現法Ⅱ	1		2
生 活	◎生活	3	2	
音 楽	◎音楽	1	2	
	◎器楽Ⅰ	1	1	
	◎器楽Ⅱ	1	1	
	器楽Ⅲ	2	2	
	器楽Ⅳ	3	2	
	器楽Ⅴ	4	2	
	声楽	2		2
図画工作	◎図画工作	1	2	
体 育	◎体育	2	2	
計			18	

別表3 [教科又は教職に関する科目]

○幼稚園教諭一種免許状

◎印は、卒業要件必修科目

教科又は教職に関する科目	授業科目の名称	配当 年次	単位数	
			必修	選択
教科又は教職に関する科目	◎ボランティア学修論	1		2
	ボランティア体験学修	1		2
	チャイルドケア・ゼミ	1	2	
	道徳教育の研究	3		2

別表4 [教科関連科目]

○共通

◎印は、卒業要件必修科目

免許法第5条別表第1備考第4号、規則第66条の6関連科目			配当 年次	単位数	
省令で定める科目	単位	授業科目の名称		必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2	
体育	2	スポーツ実技	1		1
		健康科学論	1	2	
外国語コミュニケーション	2	◎英語Ⅰ	1	2	
		◎英語Ⅱ	1	2	
情報機器の操作	2	◎情報基礎	1	2	

別表5 [特別支援教育に関する科目] 注) 卒業に必要な単位数には加算されません。

免許状の種類 (特別支援教育 領域)	免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目					
		授 業 科 目	単位数			中心となる領域	含む領域
			配 当 年 次	必 修	選 択		
特支一種免 (知的障害者)	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論Ⅰ	2	2			
		障害者教育総論Ⅱ	2	2			
(肢体不自由者) (病弱者)	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害者の心理	2	2		知的障害者
			障害者の病理・保健	2	2		知的障害者
			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	2		肢体不自由者
			病弱者の心理・生理・病理	3	2		病弱者
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害者の適応援助	2	2		知的障害者
			コミュニケーション障害者の適応援助	3	2		知的障害者
			発達援助の技法	3	2		知的障害者
			肢体不自由教育総論	2	2		肢体不自由者
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児、児童又は、生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害教育総論(心理等)	3	1		視覚障害者
			聴覚障害教育総論(心理等)	3	1		聴覚障害者
			重複障害教育総論(心理等)	3	1		重複・LD等領域
			軽度発達障害教育総論(心理等)	3	1		重複・LD等領域
			コミュニケーション障害者の心理	2	2		聴覚障害者
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害教育総論(教育課程等)	3	1		視覚障害者
聴覚障害教育総論(教育課程等)			3	1		聴覚障害者	
重複障害教育総論(教育課程等)			3	1		重複・LD等領域	
軽度発達障害教育総論(教育課程等)			3	1		重複・LD等領域	
特別支援学校教育実習Ⅰ			4	1			
特別支援学校教育実習Ⅱ	4	2					

保育士

「保育士」とは、児童福祉法第 18 条の 4 に定められた、「登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする」国家資格です。本学は「保育士を養成する学校」として厚生労働大臣に指定された「指定保育士養成施設」です。本学人文学科こども専攻（保育コース）において所定の単位を修め、卒業した学生は、保育士の有資格者となります。

本学で保育士資格を取得するためには、「告示」（注）に定める教科目及び単位数を履修しなければなりません。

注：「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成 13 年 5 月 23 日厚生労働省告示第 198 号）

保育士資格取得に必要な最低修得単位数について

資格の種類	大学において修得を必要とする最低修得単位数								
保育士	保育の本質・目的に関する科目	保育の対象の理解に関する科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の表現技術	保育実習	総合演習	教養科目		
							体 育		その他の科目
							講義	実技	
必修	1 3	1 2	1 4	4	6	2	1	1	
選択必修	6				3				6

1. 上記単位数は「告示」に定められた最低修得単位数です。本学で保育士資格を修得するためには次頁「保育士資格取得のために必要な科目一覧」（学則別表 2 より抜粋）に定められた単位の履修が必要です。また、仮に所定の単位をすべて修得しても、本学人文学科こども専攻（保育コース）を卒業しなければ、保育士資格は取得できません。

2. 「保育実習」の履修については、「『保育実習』の履修についての諸注意」を熟読してください。

3. 平成 13 年「児童福祉法」改正により、保育士の資格を得た者は住所地のある都道府県に登録しなければなりません。

保育士資格取得のために必要な科目一覧

告示による科目					備 考
系 列	科 目 名	授業形態	配 当 年 次	単位数	
体 育	◎健康科学論	講義	1	2	「告示」により定められた教養科目の内◎を必修とする。
	◎スポーツ実技	実技	1	1	

告示別表1及び2による科目					備 考
系 列	科 目 名	授業形態	配 当 年 次	単位数	
保育の本質・目的に関する科目	◎児童家庭福祉	講義	1	2	◎は「告示」により定められた必修科目 ○は届出により本学が定めた必修科目（10単位）
	◎社会福祉	講義	1	2	
	◎保育原理	講義	2	2	
	◎教育原論	講義	2	2	
	◎相談援助	演習	3	1	
	◎社会的養護	講義	2	2	
	◎保育者論	講義	2	2	
	地域福祉論	講義	2	2	
	社会保障論Ⅰ	講義	3	2	
社会保障論Ⅱ	講義	3	2		
保育の対象の理解に関する科目	◎こどもの保健Ⅰ	講義	1	2	
	◎こどもの保健Ⅱ	講義	2	2	
	◎こどもの保健Ⅲ	演習	2	1	
	◎こどもの食と栄養	演習	2	2	
	◎保育の心理学Ⅰ	講義	3	2	
	◎保育の心理学Ⅱ	演習	3	2	
	◎家庭支援論	講義	3	2	
	○教育心理学	講義	2	2	
	乳幼児臨床心理学	講義	1	2	
児童心理学	講義	2	2		
臨床心理学	講義	3	2		
保育の内容・方法に関する科目	◎保育内容（総論）	演習	1	2	
	◎保育内容（言葉）	演習	1	2	
	◎保育内容（環境）	演習	2	2	
	◎保育内容（健康）	演習	2	2	
	◎乳児保育	演習	2	2	
	◎障害児保育	演習	2	2	
	◎社会的養護内容	演習	2	1	
	◎保育相談支援	演習	3	1	
	◎幼児教育課程論	講義	3	2	
	○保育内容（表現Ⅰ）	演習	1	2	
	○保育内容（表現Ⅱ）	演習	1	2	
	○保育内容（人間関係）	演習	2	2	
	キリスト教保育	講義	1	2	
保育の表現技術	◎保育の表現技術	演習	2	4	
	○器楽Ⅰ	実習	1	1	
	○器楽Ⅱ	実習	1	1	
	声楽	演習	2	2	
保 育 実 習	◎保育実習Ⅰ	実習	2～3	4	「保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅱ」又は「保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅲ」を選択。3単位必修。
	◎保育実習指導Ⅰ	演習	2～3	2	
	保育実習Ⅱ	実習	4	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	4	1	
	保育実習Ⅲ	実習	3	2	
	保育実習指導Ⅲ	演習	3	1	
総合演習	◎保育実践演習	演習	3	2	

「保育実習」の履修についての諸注意

- ・「保育実習Ⅰ」（必修4単位）は、保育所実習約10日間及び施設実習約10日間です。
 - ・「保育実習Ⅱ」（選択必修2単位）は、保育所実習約10日間です。
 - ・「保育実習Ⅲ」（選択必修2単位）は、施設実習約10日間です。
- 上記の実習と並行して「保育実習指導Ⅰ」（必修2単位）、「保育実習指導Ⅱ」（選択必修1単位）、「保育実習指導Ⅲ」（選択必修1単位）を履修します。

*重要

学業不振者や資格取得に適しないと明らかに判断された学生は、実習に行くことを許可しないことがあります。また、たとえ、実習をすることができても、実習先の評価等により単位が与えられない場合もありますので十分に注意してください。

保育実習を行うためには、下記の「保育実習実施資格判定基準」によるこども専攻会議における資格判定の審査に合格している必要があります。

◇保育実習実施資格判定基準

1. 卒業必修科目と保育士関連科目の修得状況
2. 実習を実施する年度における履修登録状況
3. 実習のための事前の指導を受けていること（2年次）。
4. 保育士資格取得への意欲が明確であること。
5. 平素の履修態度、行動が実習生として適格であること。
6. 講義やこども専攻行事等への出席状況。
7. その他、実習に支障となる状況がないこと。

また、以下のいずれかに適合しない学生は科目担当者の判断で実習に行くことができません。

- ・「保育実習Ⅰ」を受講するまでに、実習受け入れ先が確保されていること。
- ・1年次終了時に「保育実習」に向けたレポートを提出すること。
- ・1年次終了時に科目担当者による個人面接を受け、「保育実習」履修に支障がないと判断された者であること。
- ・オリエンテーションの出席状況及び「保育実習指導Ⅰ」（事前指導）の履修状況が良好であること。

*保育実習単位認定の条件

- (1) 指定する期間の実習を行っていること。
- (2) 実習記録簿を提出していること。
- (3) 指定する提出物を提出し、事後指導に出席していること。
- (4) 実習先から実習評価票が送付されてきていること。

*保育実習の評価と単位認定

実習の評価は100点満点とし、60点以上を合格とします。

実習単位の認定は、事前・事後指導、施設実習の評価、保育所実習の評価、事後指導のそれぞれの評価を総合して行います。